

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十六年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十六年五月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
大和電機工業株式会社	磯城郡田原本町阪手六五四番地の二	芋生 惠宥	奈良県知事許可（般・特― 二二）第一五四六号
伏見電業株式会社	奈良市北之庄西町二丁目一番地一一	東郷 勲	奈良県知事許可（般―二三 ）第一五四号
赤阪電気工業株式会社	吉野郡大淀町大字土田五五番地の一	西藪 圭太	奈良県知事許可（般―二三 ）第九一〇九号

### 三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

#### 1 停止を命ずる営業の範囲

電気工業業に関する営業のうち民間工事に係るもの

注1 「電気工業業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

注2 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者で

ある建設工事以外の建設工事又は民間資金の活用による公共工事等の整備促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

## 2 期間

平成二十六年五月十六日から同年六月十五日までの三十日間

## 四 処分の原因となった事実

大和電機工業株式会社、伏見電業株式会社及び赤阪電気工業株式会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会から同法第七条第二項の規定に基づく排除措置命令及び同法第七条の二第一項の規定による課徴金納付命令を受け、同法第四十九条第七項及び第五十条第五項の規定により、当該排除措置命令及び当該課徴金納付命令が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。